期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月22日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年香川県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる	る規定を回表の改正後の欄	に掲げる規定に下線	で不す。	よりに	. 改止する。		
改正後			改正前				
別表第2(第5条の3関係)			別表	表第2	(第5条の3関係)		
給料表	職員	割合			給料表	職員	割合
1 行政職給料表	(1) 略			1 行政職給料表	行政職給料表	(1) 略	
	(2) 本庁の課長及び	略				(2) 本庁の課長及び	100分の15
	課長補佐並びにこれ					<u>これ</u> に相当する職に	
	らに相当する職にあ					ある職員並びに人事	
	る職員並びに人事委					委員会の認める職員	
	員会の認める職員						
	(3) <u>副主幹</u> 及びこれ	略				(3) 本庁の課長補佐	100分の10
	に相当する職にある					及びこれに相当する	
	職員並びに人事委員					職にある職員並びに	
	会の認める職員					人事委員会の認める	
						職員	
	(4) 略					(4) 略	
2 略				2	略		
3 研究職給料表	(1) 略			3	研究職給料表	(1) 略	
	(2) 試験研究機関の	略				(2) 試験研究機関の	100分の15
	長の職 <u>、副場長の職</u>					長の職 <u>及び副場長の</u>	
	<u>及び課長の職</u> 並びに					<u>職</u> 並びにこれらに相	
	これらに相当する職					当する職にある職員	
	にある職員並びに人					並びに人事委員会の	
	事委員会の認める職					認める職員	
	員						
	(3)・(4) 略					(3)・(4) 略	
4 略				4	略		

5 医療職給料表(二)	(1) 略		5 医療職給料表(二)	(1) 略	
	(2) 食肉衛生検査所 略			(2) 食肉衛生検査所	100分の15
	長、さぬき動物愛護			長、さぬき動物愛護	
	センター所長、家畜			センター所長及び家	
	保健衛生所長、小豆			新保健衛生所長並び 音保健衛生所長並び	
	総合事務所の課長、			にこれらに相当する	
	保健福祉事務所の課			職にある職員並びに	
	長、食肉衛生検査所			人事委員会の認める	
	<u></u>				
	の課長及び家畜保健			職員	
	衛生所の課長並びに				
	これらに相当する職				
	にある職員並びに人				
	事委員会の認める職				
	員				
	(3) <u>副主幹及びこれ</u> 略			(3) 小豆総合事務所	100分の10
	に相当する職にある			の課長、保健福祉事	
	職員並びに人事委員			務所の課長、食肉衛	
	会の認める職員			生検査所の課長及び	
				家畜保健衛生所の課	
				長並びにこれらに相	
				当する職にある職員	
				並びに人事委員会の	
				認める職員	
	(4) 略			(4) 略	
6 医療職給料表(三)	(1) 略		6 医療職給料表(三)	(1) 略	
	(2) 主幹、小豆総合 略			(2) 主幹及びこれに	100分の15
	事務所の課長及び保			相当する職にある職	
	健福祉事務所の課長			員並びに人事委員会	
	並びにこれらに相当			の認める職員	
	する職にある職員並			FG 2 G 17/2	
	びに人事委員会の認				
	める職員				
		1 1	1	i	1
	(3) 副主幹及びこれ 略			(3) 小豆総合事務所	100分の10

職員並びに人事 会の認める職員			<u>事務所の課長並びに</u> <u>これら</u> に相当する職 にある職員並びに人 事委員会の認める職 員	
(4) 略 7 略		7 略	(4) 略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。